

魚沼市プレミアム 認定制度

◇魚沼市プレミアム認定制度とは

魚沼市の豊かな自然や歴史・文化など地域特性を活かし生産・加工されたものの中から、全国に誇れる市産品をブランド認定し情報発信する制度を「魚沼市プレミアム認定制度」といいます。

このことにより魚沼市のイメージの向上を図り、観光誘客と物産振興、さらには、農林水産業等の生産者意欲を高め、地域経済の活性化に資することを目的としています。

魚沼市プレミアム認定協議会規約、魚沼市プレミアム認定基準

魚沼市プレミアム認定制度の運用に関しては、「魚沼市プレミアム認定協議会規約」を定め、認定手続き等については、「魚沼市プレミアム認定基準」が定められています。

認定対象・認定申請資格

魚沼市プレミアム認定品に対する責任の所在を明確化し、消費者からの信頼を得るため、「もの」(品)と「ひと」(生産者)をセットで認定を行います。

そのため、

「原則として魚沼市内で生産又は製造されたもの」を対象に

「農林漁業もしくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人もしくは団体で、市内に主たる事業所を有するもの。」を対象者(事業者)とします。

認定手順

認定申請はエントリー制を採用し、生産者からのエントリーにより、認定登録部門ごとに有識者等で構成される審査を経て、協議会長である市長が認定します。

なお、ブランドの信頼性確保の観点から、認定の有効期間(認定した日が属する年度から3年目の3月31日まで)を設けていて、引続き認定を受けるためには更新が必要となっています。

ただし、お米(魚沼産コシヒカリ)については食味コンテストに審査を変え、有効期間は認定年度の属する年度とその翌年度に生産された米とします。ユリ切花については新潟県花きコンテストに審査を変え、有効期間は認定した日が属する年度から2年目の3月31日とすることにより、品質の信頼性に努めるものとします。

認定審査とは

審査員には、マーケティングやブランディング、流通、集客交流、情報発信といった各分野に精通した有識者に依頼します。

認定基準について

1 お米(魚沼産コシヒカリ)・ユリ以外の認定基準

魚沼市の四季(自然・文化伝統)を活かした技術を重点項目として次の5項目について基準を設けています。

1. 魚沼らしさ … 魚沼市ならではのストーリー性があること。
2. 独自性・優位性 … ブランドづくりに対する考え方が明確で、他の類似商品との差が明確であること。
3. 信頼性・安全性 … 法令順守、衛生管理など、信頼確保の取組をしていること。
4. 市場性 … 販売体制が整い、消費者ニーズに向けた取り組みをしていること。
5. 将来性 … ブランド化に対する継続した意思があり、認定することにより魚沼市のイメージ向上が期待できること。

2 お米(魚沼産コシヒカリ)の認定基準

ブランド米産地の安全と安心、食味を基準として設けます。

- | | | |
|--------|---|-----------------------------|
| 1. 安全性 | … | 参加資格の確認と栽培履歴書での生産資材の適正使用の確認 |
| 2. 品質 | … | 整粒歩合、食味スコア、味度値の品質の確認 |
| 3. 食味 | … | 実食による食味の確認 |

認定に関する考え方

申請するにあたり次の項目に留意してください

1. 認定対象（「産地」と「個別事業者」）について

認定対象を個別事業者とするか又は産地の事業者団体（生産者のまとまり）とするかについては、品目の特性に応じて判断することとします。個別事業者として認定する場合は、品質確保の取り組みや産品に対する責任体制が整備されているなど認定基準を満たしていることが必要です。一方、事業者団体を認定する場合についても、事業者団体の品質確保の取り組みや産品に対する責任の所在について明確にする取り決めがあるなど一定の条件が整っており、事業者団体のまとまりとして認定基準を満たしていることが必要です。

2. 原材料に市外産を使用する製造（加工）品について

市外産を使用しているものであっても、魚沼市を連想させる製造技術に長い歴史があるなど認定基準のコンセプトに合致するものであれば申請は可能です。

審査取扱方針

審査は、お米・ユリ以外の部門については、魚沼市プレミアム認定協議会による第1次審査（書面）と第2次審査（申請者によるプレゼンテーション）の2段階選抜方式を、お米部門は、食味コンテストとして第1次審査（書面）と第2次、第3次審査（機器審査）、最終審査（食味官能審査）を実施し審査します。

認定表示取扱基準

1. 認定事業者におけるシンボルマーク等の使用

認定事業者において認定品及び自らが魚沼市プレミアムとして認定を受けたものであることを表示するための基準「魚沼市プレミアム認定表示取扱基準」が定められています。

また、シンボルマーク等の使用に際しての使用フォントや色彩などの詳細については、「魚沼市プレミアムデザインマニュアル」で定められていますので、こちらも確認をお願いします。

2. 認定事業者の取引先等におけるシンボルマーク等の使用

認定事業者の取引先（認定事業者から認定品を仕入れて小売を行う者など）等がシンボルマーク等の使用を行う場合は、認定事業者が使用の承諾を行うことができます。

3. 認定事業者又はその取引先等以外の者によるシンボルマーク等の使用

認定事業者又はその取引先等以外の者（以下「第三者利用者」という。）がシンボルマーク等を使用したい場合は、使用目的など必要事項を明らかにして、協議会に対して承諾を求める必要があります。

4. 認定品の二次利用における表示

認定品を原材料とした加工品等に魚沼市プレミアム表示を行う場合（以下「二次利用」という。）は、認定事業者の取引先にあつては当該認定事業者の、第三者利用者にあつては協議会に対して、二次利用の方法など必要事項を明らかにして、承諾を求める必要があります。

なお、二次利用品における魚沼市プレミアム表示については、「魚沼市プレミアム認定品の二次利用における魚沼市表示ガイドライン」も定められているので、こちらも確認をお願いします。